

目 次

第9回大宜味村議会臨時会会議録（会期日程表）	1
第9回大宜味村議会臨時会会議録（11月26日）	3

第9回大宜味村議会臨時会会議録
(会期日程表)

開会 昭和59年11月26日

会期 1日間

閉会 昭和59年11月26日

月 日	曜日	会議別	会議時刻	日 程
11月26日	月	本会議	午前10時	開 会 会議録署名議員の指名 会期の決定 議案第62号～議案第68号 提案説明、質疑、討論、採決 陳情第9号、意見案第5号 採決 閉 会

第9回大宜味村議会臨時会会議録

(第1号) 昭和59年11月26日

1. 開会、閉会の日時

開 会 (昭和59年11月26日 午前10時00分)

閉 会 (昭和59年11月26日 午後2時00分)

2. 出席議員 (14名)

1番議員 平 良 森 雄 君	8番議員 平 良 蔵 健 君
2番議員 金 城 隆 好 君	9番議員 平 良 実 君
3番議員 宮 城 功 光 君	10番議員 崎 山 喜 弘 君
4番議員 知 念 亀次郎 君	11番議員 山 川 正 行 君
5番議員 宮 城 長 雄 君	12番議員 前 田 貞四郎 君
6番議員 平 良 俊 政 君	13番議員 松 島 重 克 君
7番議員 宮 里 盛 順 君	14番議員 玉 城 一 昌 君

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村	長	新 城 繁 正 君	経 済 課 長	平 良 晋 君
助	役	仲 村 順 三 君	建 設 課 長	古我知 清 君

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長	稲 福 幸 三 君	書 記	前 田 孝 君
---------	-----------	-----	---------

6. 議事日程（第1号）

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第62号 北部地区簡易水道工事請負契約の変更について

日程第4 議案第63号 村営住宅渡海団地建設工事（A棟）請負契約について

日程第5 議案第64号 村営住宅渡海団地建設工事（B棟）請負契約について

日程第6 議案第65号 腰間線改良舗装工事（一工区）請負契約について

日程第7 議案第66号 腰間線改良舗装工事（二工区）請負契約について

日程第8 議案第67号 腰間線改良舗装工事（三工区）請負契約について

日程第9 議案第68号 塩屋漁港第一護岸工事請負契約について

日程第10 陳情第9号 少額貯蓄の現行利子非課税制度の存続に関する意見書の採択
に関する要請書

日程第11 意見案第5号 少額貯蓄の現行非課税制度の存続に関する意見書

7. 会議に付した事件

議事日程に同じ

○ 議長（玉城一昌君） 只今の出席議員は14名全員であります。

よって、昭和59年大宜味村議会第9回臨時会は成立いたしましたので開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

議事日程は別紙のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名をいたします。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第114条の規定により、議長において7番宮里盛順君、8番平良蔵健君を指名いたします。

日程第2 会期の決定を議題といたします。

議題検討のため休憩いたします。

休 憩 (午前10時01分)

再 開 (午前10時04分)

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

おはかりいたします。

本臨時会の会期は本日1日間といたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、会期は1日間と決定いたしました。

日程第3 議案第62号から日程第9 議案第68号までを一括議題といたします。

村長の提案理由説明を求めます。

○ 村長（新城繁正君） 議案第62号、工事の設計変更による増額分の契約変更をするため1,922千円追加いたしたいということで提案いたしております。

議案第63号、本件については議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を要しますので提案いたしております。

議案第64号、提案理由といたしましては前議案と同じでございます。

議案第65号、本件についても提案理由としましては前議案と同じでございます。

議案第66号、本件についても前議案と同じ理由でございます。

議案第67号、本件についても前議案と同じ理由でございます。

○ 議長（玉城一昌君） 3番退場。(午前10時11分)

○ 村長（新城繁正君） 議案第68号、本件についても提案理由は前議案と同じでございます。なお、提案いたしました議案につきまして資料を添付しております。よろしくご審議の

程お願い申し上げまして議決いただきますようお願いしまして、詳しい説明は担当課長からいたさせます。

○ 議長（玉城一昌君） 休憩いたします。

休 憩（午前10時12分）

再 開（午後1時46分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

3番入場。（午後1時46分）

これより議案第62号の質疑に入ります。

発言を許します。

質疑ありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第63号の質疑に入ります。

発言を許します。

質疑ありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第64号の質疑に入ります。

発言を許します。

質疑ありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第65号の質疑に入ります。

発言を許します。

質疑ありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第66号の質疑に入ります。

発言を許します。

質疑ありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第67号の質疑に入ります。

発言を許します。

質疑ありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

3番退場。（午後1時50分）

これより議案第68号の質疑に入ります。

発言を許します。

質疑ありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

休憩いたします。

休 憩（午後1時51分）

再 開（午後1時52分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

3番入場。（午後1時52分）

これより議案第62号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対意見ありませんか。

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第62号 北部地区簡易水道工事請負契約の変更について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

全員賛成であります。

よって、本案は可決されました。

これより議案第63号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対意見ありませんか。

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第63号 村営住宅渡海団地建設工事（A棟）請負契約について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

全員賛成であります。

よって、本案は可決されました。

これより議案第64号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対意見ありませんか。

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第64号 村営住宅渡海団地建設工事（B棟）請負契約について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

全員賛成であります。

よって、本案は可決されました。

これより議案第65号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対意見ありませんか。

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第65号 腰間線改良舗装工事（一工区）請負契約について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

全員賛成であります。

よって、本案は可決されました。

これより議案第66号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対意見ありませんか。

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第66号 腰間線改良舗装工事（二工区）請負契約について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

全員賛成であります。

よって、本案は可決されました。

これより議案第67号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対意見ありませんか。

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第67号 腰間線改良舗装工事（三工区）請負契約について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

全員賛成であります。

よって、本案は可決されました。

3番退場。(午後1時55分)

これより議案第68号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対意見ありませんか。

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第68号 塩屋漁港第一護岸工事請負契約について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成であります。

よって、本案は可決されました。

休憩いたします。

休 憩 (午後1時56分)

再 開 (午後1時57分)

○ 議長(玉城一昌君) 再開いたします。

3番入場。(午後1時57分)

日程第10 陳情第9号を議題といたします。

これより陳情第9号 少額貯蓄の現行利子非課税制度の存続に関する意見書の採択に関する要請書について採決いたします。

本陳情を採択とすることに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成であります。

よって、本陳情は採択とすることに決しました。

日程追加についておはかりいたします。

只今、全員発議により意見案第5号が提出されています。

この際、これを日程に追加し議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、この際意見案第5号を日程に追加し議題とすることに決しました。

日程第11 意見案第5号を議題といたします。

おはかりいたします。

本意見案は全員発議でありますので、質疑討論は省略し直ちに採決いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、質疑討論を省略し直ちに採決することに決しました。

これより意見案第5号 少額貯蓄の現行利子非課税制度の存続に関する意見書について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

休憩いたします。

休 憩 (午後1時58分)

再 開 (午後1時59分)

○ 議長(玉城一昌君) 再開いたします。

これにて昭和59年第9回大宜味村議会臨時会を閉会いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、これにて昭和59年第9回大宜味村議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さんでした。

閉 会 (午後2時00分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

大宜味村議会議長 玉 城 一 昌

署名議員(7番) 宮 里 盛 順

署名議員(8番) 平 良 蔵 健